

土木設計業務等委託の監督要領

(趣旨)

第1 県土マネジメント部の発注する土木設計業務等、現場技術業務等及び用地関係業務の委託契約の適正な履行を確保するため、地方自治法第234条の2第1項に規定する監督の実施に関する事務の取扱いについては、地方自治法施行令、奈良県契約規則その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(用語の意義)

第2 この要領において、次の各号に挙げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁契約 事業課において、受注者と契約を締結する委託業務
- (2) 機関契約 本庁契約以外の委託業務
- (3) 検査職員 土木設計業務等委託検査要領(令和5年7月28日付技第82号、用対第48号)による。

(調査(監督)責任者)

- 第3 調査(監督)(以下「調査」という。)職員を指揮するため、調査責任者をおく。
- 2 調査責任者は、本庁契約にあっては当該契約を担当する本庁事業課長(以下「課長」という。)、機関契約にあっては当該契約を担当する出先機関の長(以下「所長」という。)とする。
 - 3 本庁事業課主幹並びに出先機関の主幹相当職にある者は、調査責任者を補佐する。
- 第4 調査職員は、次の表の区分により総括調査員、主任調査員及び調査員をおく。

当初設計額	1,000万円以上			1,000万円未満		
	総括 調査員	主任 調査員	調査員	総括 調査員	主任 調査員	調査員
主幹相当職	○			○		
担当課長※	又は○			又は○		
係長		○			○	
主任主査、主査、 主任主事、主事			○ 内2名			○ 内1名

※：担当課長は、担当課長又は担当課主幹とする。

2 本庁契約等で上表の区分によりがたい場合は、別途定めることができる。

(調査業務及び分担)

- 第5 調査職員は、土木設計業務等委託契約書、現場技術業務等委託契約書、測量・調査業務等委託契約書、特記仕様書及び共通仕様書で定める事項の範囲内において監督を行うものとする。
- 2 前項のうち重要なものについては総括調査員、軽易なものについては調査員、それ以外のものについては主任調査員が分担するものとし、特に調査責任者が指示したもののほか、おおむね次の各号に挙げる権限を有するものとする。

- (1) 関連する2以上の委託業務における工程等の調整〔総括調査員、主任調査員〕
 - (2) 受注者から提出された業務計画書（工程表含む。）及び報告書の審査及び委託業務の進捗管理〔総括調査員、主任調査員〕
 - (3) 業務の内容の変更、一次中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の調査責任者又は上席調査員に対する報告〔総括調査員、主任調査員、調査員〕
 - (4) 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾又は協議等〔総括調査員、主任調査員、調査員〕
 - (5) 設計書、図面及び各仕様書に基づく委託業務実施のための打合せ記録簿の作成及び交付〔主任調査員、調査員〕
 - (6) 各仕様書に基づき受注者が作成した図書の審査及び承諾〔総括調査員、主任調査員〕
 - (7) 業務及び業務管理の立会並びに工程の管理〔主任調査員、調査員〕
 - (8) 検査職員の「確認検査」及び「部分引渡し検査」に先立つ、当該成果品及び当該引渡し成果品の照査〔総括調査員、主任調査員、調査員〕
- 3 第2項第4号で規定する指示及び承諾は重要なもの軽易なものを問わず、原則として「打合せ記録簿」により行い、速やかに調査責任者及び上席調査員に報告するものとする。

（調査職員の任命）

- 第6 委託契約締結後、課長並びに所長は、直ちに当該業務を担当させる調査職員を、第4で定める区分に基づき、当該所属の職員のうちから任命するものとする。
- 2 任命は、「調査職員任命伺」（第1号様式）の決裁により行うものとする。
ただし、成果物の全部の引渡し完了した場合には、特別の手續を要することなく、その日をもって免ずることとする。
- 3 調査職員に任命された職員が、人事異動等により交換があった場合、第4で定める区分に基づき、速やかに「調査職員任命伺（変更）」（第2号様式）により任命替えの措置を講じなければならない。
ただし、病気等で職務を執行することが困難であると認められる場合にあっては、第4で定める区分にかかわらず、任命替えの措置を講じることができるものとする。
- 4 土木設計業務等委託契約第14条1項及び現場技術業務等委託契約書第13条1項で定める管理技術者等、及び測量・調査業務等委託契約書第14条1項で定める主任技術者等の交換要求については、原則として、調査責任者又は総括調査員の名において行うものとする。

（調査職員の通知）

- 第7 課長並びに所長は、調査職員を任命したときは、その氏名等を「調査職員通知書」（第3号様式）により受注者に報告するものとする。調査職員を変更したときも同様とする。

（調査業務の委託）

- 第8 委託業務が特殊な場合であって、特に専門的な知識又は技能を必要とすること、その他の理由により県職員による監督が困難であり、又は適当でないと認められるとき

は、第6第1項の規定にかかわらず県土マネジメント部長の承認を得て、監督業務を県職員以外の者（契約の相手方である受注者を除く。）に委託することができる。

（事故報告）

第9 調査職員は、当該委託業務において、事故が発生したときは、受注者に早急に事故報告書を提出させ、その内容を確認するとともに、速やかに調査責任者及び上席調査員に報告するものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から改正施行する。

この要領は、令和5年8月1日から改正施行する。